

項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したこと理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。

寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したこと理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をし、個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来しない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利行使することができる。

一一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

三 前二号の取消権を行ったことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができない。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限のある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の規定による扶養の義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第五章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条の規定によりこれらの権利行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようになるため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割的重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

（運用上の配慮）

第十三条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割的重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

（内閣総理大臣への資料提供等）

成るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。（権限の委任）

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前項（第三号に係る部分に限る。）の規定において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分について

は、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができない。

前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限のある定期金債権をいう。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、各本条の罰金刑を科する。

法人でない団体又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日）

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（施行期日）

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したこと理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日前までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和六年五月二十四日法律第三号抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したこと理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日前までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「

いて「刑法施行日」という。）の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。